

浜松市避難所運営マニュアル①

本編（追録版）



平成 26 年 9 月 初版

平成 30 年 7 月 改訂

令和元年 6 月 改訂

令和 2 年 8 月 改訂

避難所運営マニュアル① 本編 目次

第1章	本マニュアルの目的・使い方	1
第2章	避難所の考え方	2
1	基本原則その1 緊急避難場所と避難所等とその役割	2
2	基本原則その2 災害後は自宅での生活を基本とする	6
3	基本原則その3 浜松市の避難所運営のルール	7
4	基本原則その4 避難所運営に関する事前協議	10
5	基本原則その5 避難所運営マニュアル等を活用した実施訓練	12
第3章	避難	14
*	避難について	14
1	災害発生直後の避難行動	16
2	避難開始後の順序	17
3	避難所到着時の行動（施設管理者等がいる場合）	18
4	避難所到着時の行動（施設管理者等がいない場合）	20
第4章	避難所運営	22
*	避難所運営の順序	23
1	避難所運営準備	24
2	避難所運営	26
3	避難所の長期化対策・集約・閉鎖	31
第5章	災害時の安否確認方法について	33
第6章	避難所内のルールについて	36
	避難所のルール（例）	36
第7章	新型コロナウイルス等感染症対策について	42

第7章 新型コロナウイルス等感染症対策について

世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症等に対しては、避難者が多数集まることが想定される避難所においてもクラスターの発生を防ぎ、発生したとしても感染拡大を防止しなければなりません。

ここでは、避難所でのクラスター化を防ぐ避難所運営体制を構築するため、3密（密閉・密集・密接）を回避する対策を避難所と緊急避難場所に分けて記載します。

1 避難所における対策

避難する場所

- ・市指定避難所以外に予備避難所や協定先の宿泊施設、自治会集会所などを活用し、できる限り多くの避難所を開設する。
- ・風邪症状のある人とない人で避難場所を分けるため、体育館以外にそれぞれの施設で定めた開放区域順に教室等を開放する。
- ・風邪症状のある人が多く避難し、避難所生活に配慮の必要な人の部屋が不足する場合には、福祉支援部を通じて福祉避難所を開設する。
- ・協定先の宿泊施設は、要配慮者を優先的に案内する。
- ・家の耐震補強や家具の固定などにより、自宅での在宅避難を推奨する。
- ・被害の無い親戚宅や友人宅への避難を誘導する。

受付

- ・避難者を受け付ける避難所運営者は、フェイスシールド、マスク、手袋、防護服を着用する。
- ・避難者に対して「体調管理票」（様式12）の記入、体温測定及び手指消毒を実施する。
- ・マスクを着用していない避難者には、マスク持参の有無を確認し、無ければ備蓄品から渡す。
- ・「体調管理票」により、風邪症状のある人・濃厚接触者（以下、「風邪症状のある人等」という。）は、一般避難者とはそれぞれ別の部屋（教室等）へ案内する。
- ・避難者に「健康観察票」（様式13）を手渡し、避難所に滞在する間毎日の記入をお願いする。

避難所内

- ・密接を回避するため、世帯単位ごとに区切り、段ボール間仕切りなどで仕切ったり、2mの通路を設けたりする（テープで印を付ける）など、スペースを広く確保する（参考1）。
- ・協定先と連携し、段ボールベッドの供給を行う。
- ・密閉を回避するため、避難者が集合している空間では、定期的な換気を実施する（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にすることを、掲示板等を使用し避難所内で周知する）。

- 手洗い、手指消毒の徹底、マスク着用による咳エチケットを励行する（ポスターにより周知）。
- 風邪症状のある人と濃厚接触者は、別々の部屋に案内する。
- 風邪症状のある人等を収容する部屋では、段ボール間仕切りで個室に近い状態を作る（参考2）。
- 風邪症状のある人等がトイレを使用した場合は、使用者が使用ごとに触れた場所の消毒・清掃（次亜塩素酸ナトリウムまたはアルコール（70%））を実施する。
- ドアノブやスイッチ、水洗レバー等複数の人が触れるような箇所は、避難所運営担当者（衛生グループ等）がこまめに消毒・清掃を実施する。トイレは目に見える汚物があればその都度、また汚れが特に見えなくても1日3回（午前・午後・夕）以上の複数回、消毒・清掃を実施する。
- 風邪症状のある人等が使用した部屋は、避難所閉鎖時に消毒・清掃（部屋の換気、次亜塩素酸ナトリウムまたはアルコール（70%）をしみこませたペーパータオル等による室内やドアノブ等の拭き掃除）を実施する。

2 緊急避難場所における対策

避難する場所

- 従来開設している小中学校等に加えて、予備避難所となっている施設を開設する。
- 風邪症状のある人等と一般避難者を施設によって分離するため、風邪症状のある人等の優先受け入れ施設を確保する。
- 風邪症状のある人等が学校に避難してきた場合には、空き教室等を開放するなど学校側と事前に調整し柔軟に対応する。
- 風水害の恐れのない親戚宅や友人宅への事前避難を誘導する。
- 自宅2階への垂直避難を呼びかける。

受付

- 避難者を受け付ける地区防災班員は、フェイスシールド、マスク、手袋、防護服を着用する。
- 避難者に対して「体調管理票」（様式12）の記入、体温測定及び手指消毒を実施する。
- マスクを着用していない避難者には、マスク持参の有無を確認し、無ければ備蓄品から渡す。
- 「体調管理票」により、風邪症状のある人等は、優先受け入れとなる施設を案内する。ただし、移動手段がない人や大雨等により移動することが困難な状況の場合には、事前に学校側と調整した教室等に避難させる。

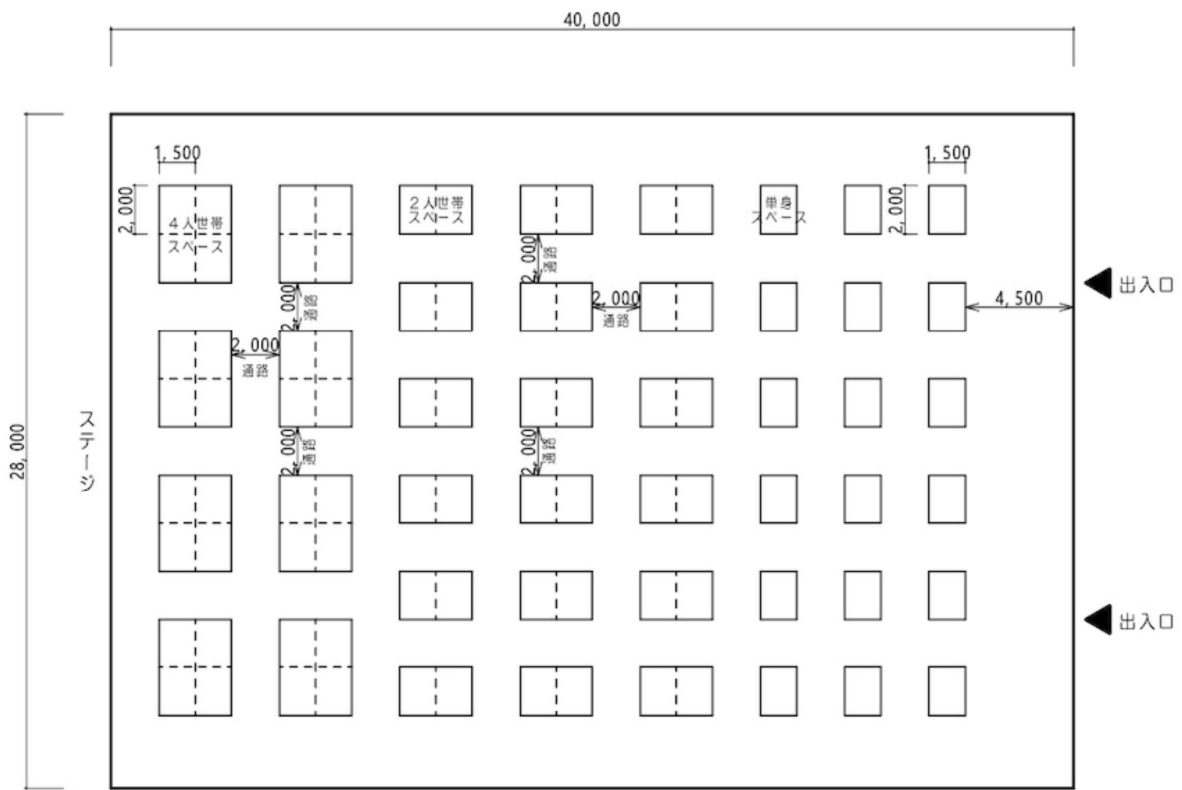
避難場所内

- 密接を回避するため、世帯単位ごとに区切り、段ボール間仕切りなどで仕切ったり、2mの通路を設けたりする（テープで印を付ける）など、スペースを広く確保する（参考1）。

- 密閉を回避するため、避難者が集合している空間では、定期的な換気を実施する（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にすることを、掲示板等を使用し避難場所内で周知する）。
- 手洗い、手指消毒の徹底、マスク着用による咳エチケットを励行する（ポスターにより周知）。
- 風邪症状のある人と濃厚接触者は、別々の部屋に案内する。
- 風邪症状のある人等を収容する部屋では、段ボール間仕切りで個室に近い状態を作る（参考2）。
- 風邪症状のある人等がトイレを使用した場合は、使用者が使用ごとに触れた場所の消毒・清掃（次亜塩素酸ナトリウムまたはアルコール（70%））を実施する。
- ドアノブやスイッチ、水洗レバー等複数の人が触れるような箇所は、地区防災班員がこまめに消毒・清掃を実施する。トイレは目に見える汚物があればその都度、また汚れが見えなくても1日3回（午前・午後・夕）以上の複数回、消毒・清掃を実施する。
- 風邪症状のある人等が使用した部屋は、緊急避難場所閉鎖時に消毒・清掃（部屋の換気、次亜塩素酸ナトリウムまたはアルコール（70%）をしみこませたペーパータオル等による室内やドアノブ等の拭き掃除）を実施する。

(参考1)

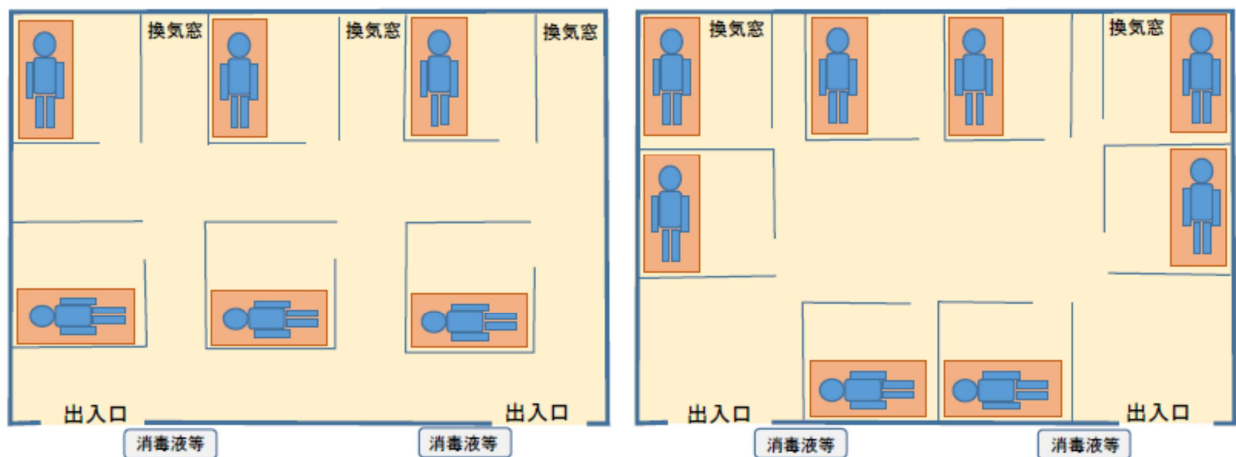
避難所及び緊急避難場所レイアウト



【出典：DRI 臨時レポート No.1 2020 避難所開設での感染を防ぐための事前準備チェック リスト Ver.2 ー 手引き版ー 】

(参考2)

風邪症状のある人を収容する部屋のレイアウト



【出典：内閣府「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」(第2版)】

体調管理票

氏名	
住所	(TEL - -)

項目	月	日
避難時体温	℃	
保健所から濃厚接触者であると いられていますか	はい ・ いいえ	
風邪症状や発熱が数日間続いて いる	有 ・ 無	
激しい咳(せき)症状がある	有 ・ 無	
強いだるさ(倦怠感)や息苦しさが ある	有 ・ 無	
味覚・嗅覚異常がある	有 ・ 無	
その他	気になる症状: いつから:	
避難エリア		

